

外国送金取引をされるお客様へのお願い

平素より、親和銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

弊行は、外為法や米国OFAC規制（※）等、各国経済制裁関連法令および規制に基づく経済制裁措置を確実に実施するとともに、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策を適切に実施するため、お客様の外国送金取引につきまして、お取引の流れや海外の依頼人または受取人とのご関係など、内容のご説明や資料のご提示等をお願いし、確認内容の記録やコピーを取らせていただく場合がございます。

また、お取引内容によってはご説明や資料のご提示をいただいた場合でも、弊行の判断により、海外への送金のお取引や海外からの送金の受入をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

※現金での受付はいたしておりません。また、ご依頼日の直前に現金入金された口座からの送金は受付できない場合がございます。

お申込時には、必ずお客様の通帳とお届け印をお持ちください。

（注）お客様からご提示いただいた資料は弊行にて厳正な管理を行います。

ご提示をお願いする資料		
送金原資		売上金・給与等、送金の原資が確認できる資料 ※ 弊行預金口座の取引履歴から送金原資の出所が確認できる場合を除きます。
送金目的	貿易全般	公的な貿易手続書等、および請求書 （例）輸入許可証、原産地証明書（CERTIFICATE OF ORIGIN）、船荷証券（BILL OF LADING）等、および請求書（INVOICE） ※ 送金目的をご申告いただくとともに、商品の品目、原産地、船積地、仕向地等を確認させていただく場合がございます。
	生活費	ご依頼人とお受取人の関係性や資金の必要性を確認できる資料 等
	学費	授業料の請求書や入学・在学の状況を確認できる資料 等
	医療費	医療費の請求書や入院・通院等の状況を確認できる資料 等
	宿泊費・渡航費	ホテルの請求書や旅行等の行程を確認できる資料 等
	投資	投資を行うに当たっての契約書 等
	不動産売買	売買契約書 等
	ご自身の外国銀行口座との振替	通帳や口座の内容を確認できる資料 等

（注）送金内容により上記に加えて資料のご提示をお願いする場合がございます。

（※）米国OFAC規制とは

米国財務省外国資産管理室（OFAC）は、外国政策・安全保障上の目的から米国が指定した国・地域や特定の個人・団体について取引禁止や資産凍結等の措置を講じており、そうした規制はOFAC規制と呼ばれています。

OFAC規制は、米国人・米国法人（米国金融機関含む）・米国居住者に適用され、本邦でお受付する外国為替取引であっても、制裁対象者の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客様の取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が出る可能性があります。

《OFAC規制上の理由により弊社でお取り扱いできないお取引》

- ①お取引の当事者の所在地・関係国・関係地等に北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア・ドネツク・ルハンスク地域、ベネズエラが含まれるお取引
- ②米国政府が特定しているテロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織等に関するお取引

お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行、船会社、航空会社、輸送船、航空機、荷揚／積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営会社等を指します。関係地とは原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。